2023
10

～職場内で掲示・回覧願います～

協会けんぽふくしま通信

令和5年度 被扶養者資格再確認のお願い！

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者再確認は、加入者みなさまの**保険料負担の軽減**につながります！

- 扶養解除者数　約7.8万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）
  ※加入者数等に応じて計算

約9億円
※令和4年度実績

対象者	令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険） ※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。
送付時期	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次送付いたします。
提出期限	**令和5年12月8日(金)**

◆添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

☑ 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
☑ 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

◆扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

全国健康保険協会 福島支部 業務グループ　電話：024-523-3917

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。

交通事故等で保険証を使用するときは届け出が必要です！

第三者等の行為により怪我をしたときに、健康保険を使って診察を受ける場合は、協会けんぽに「第三者等の行為による傷病届」を提出することによって健康保険による治療を受けられます。

交通事故

他人の犬にかまれた

暴力を受けた

「第三者等の行為による傷病届」を提出してください。

健康保険を使って治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うこととなります。
協会けんぽが立て替えた治療費を加害者（相手方）に対して請求する際に、「第三者等の行為による傷病届」が必要となることから、すみやかなご提出をお願いします。

「第三者等の行為による傷病届」は、ホームページからダウンロード可能です。

詳しくはこちらをご覧ください。

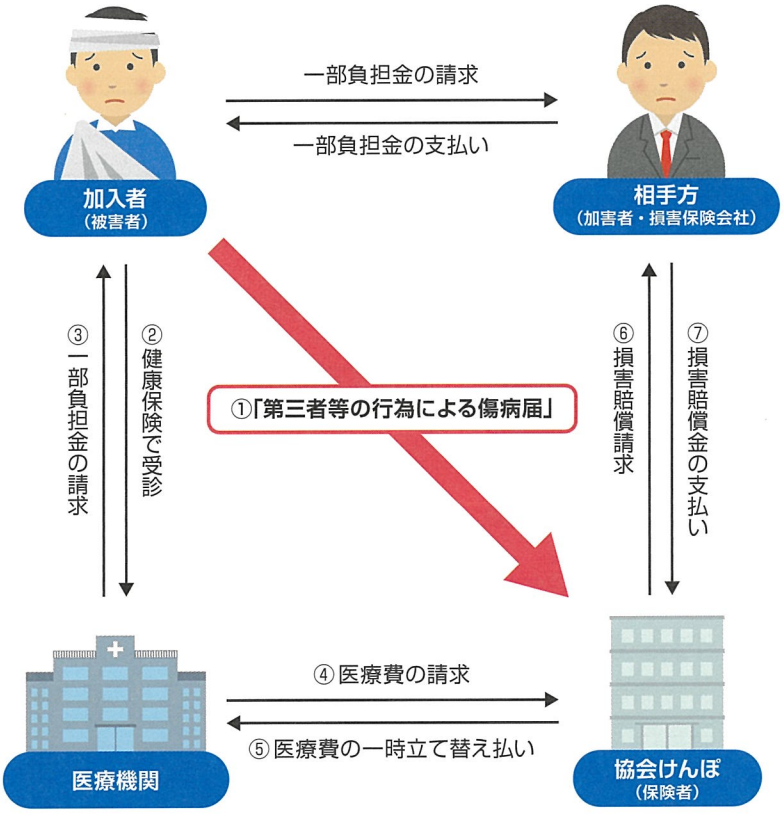

仕事中や通勤途上での負傷は、
健康保険証を利用して診療を受けることができません。
労災保険の適用となりますので、勤務先管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

全国健康保険協会 福島支部 レセプトグループ　電話：024-523-3918

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。